

【20号記念 代表・副代表会談 なぜ?いま、ハーグ条約】

10月初旬の雨がそぼ降る夕刻、都内某所にて、親子ネット 藤田代表、神部・鈴木副代表の3名による会談が行われました。テーマは「ハーグ条約」についてです。

神部：あっ、どうも。今日は「ハーグ条約」について3人で話し合うってことなんですがね...、まず、今年の5月に日本の加盟が閣議了解されましたが、ほとんどの当事者は「ハーグ条約は国際離婚の人に関係あることでしょ?我々は、関連する国内法の整備の部分に興味があるものの、日本人同士の離婚に、ハーグ条約は直接関係ないのかな...」と思いがちじゃないですか?それを、なぜ、いま、3人で話し合うのかってことですよね?そこからいきましようか?

藤田：いきなり本題から来ましたね。

鈴木：紙面も時間も制約があるので、回り道なしでいきましょう。(笑)

藤田：分かりました。ハーグ条約が日本人同士の離婚や親子交流問題にどう関わってくるか、そこが一番大事で、僕が言いたいところなんですが...、ハーグ条約の第3条では「単独又は共同で有する監護の権利(right of custody)が侵害される」ことを不法な連れ去りと定義していて、その監護の権利の中には、居所指定権が含まれていることから明らかなように、離婚する前の親は、虐待などで親権を失わない限り、居所指定権を含む監護の権利を有しています。連れ去りは、その権利の侵害です。にも拘らず、日本の裁判官は、連れ去りを「監護者の同意なく、非監護者が子どもを連れて居所を変えること」というような解釈を作り出し、最初の連れ去りを容認する判決を出しているのです。

日本がハーグ条約に加盟するに当たっては、このような日本独特な“連れ去り定義”を、国際基準に是正する必要があります。なぜならば、日本に住む国際結婚の夫婦のどちらかが、その出身国へ、日本人配偶者の同意なく子どもを連れて居所を変えてしまった...、早い話が連れ去った場合、ハーグ条約に加盟していない今は返還要求ができませんが、それでは、ハーグ条約加盟後は、それを“連れ去り”であるとして返還を要求できますか?

神部：当然、ハーグ条約に加盟後は返還を要求できますよね?そのために加盟するんですもん...。あっ、でも、国際社会へ向けて、それを連れ去りだって大声で言えないか...、日本国内では「連れ去りは、監護者の同意なく、非監護者が子どもを連れて居所を変えること」という独自ルールが運用されてるんじゃないかね...。そうやって、日本の矛盾が露呈されるってことですね?

藤田：そう!「日本国内間では連れ去りが容認され、ハーグ条約絡みの国際間では誘拐犯扱いとなるのは矛盾している」と海外からも責められ、当然、国内の当事者や国会からも追及され、国内法を整備して、ハーグ条約と国内法の整合性を保たせざるを得なくなるというわけです。

鈴木：なるほど!ハーグ条約でよく言われるのが、アメリカなどから子どもを連れて、“(自称)命からがら”帰国した母親のケースですもんね。日本から海外へ連れ去られるケース

というのも確かにありますし、日本人同士だと連れ去りは誘拐じゃないのに、外国人が日本から自国へ子どもを連れて帰国した場合は誘拐で...、外国人にとっては差別だとも感じるでしょう...

藤田：そればかりかですね...、連れ去りかどうかは「常居所国の法令や司法上の決定等に照らして判断される」となっていますから、もし、日本人が、外国人配偶者によって海外へ子どもを連れ去られた場合に、それを「連れ去りだ、返還してください」とは言えないってことになってしまいます。つまり、相手国から、日本の連れ去り定義を逆手にとられて、返還しなければならない理由はないと拒否され、日本から海外へ連れ去られた子どもは、日本へ連れ戻すことができないってことになってしまうんです。

鈴木：このままでは、日本は、どの口で相手国へ「連れ去りだ、返還してください」と言うのですか？って感じですね。

ハーグ条約と国内法の整合性の重要性がよく分かりました。では、当事者がそれを訴えていく活動の一環として、正に今、政府が募集しているパブリックコメントにどんどん私たちの意見を言っていかなきゃいけないですね。

神部：あれ、全部読みましたか？資料が膨大でしょ！？難解だしね...。定例会やHPで噛み砕いて説明っていうか、ポイントを教えてもらえるのって、ほんと助かりますよね。我々にも関わってくるとなれば、みんな真剣味が増しますし、「何か親子ネットの活動の役に立ちたい」ってお思いの会員さんにとっても、ご協力をお願いできますもんね？

鈴木：パブリックコメントの締切りは 10月31日(月) 必着ですから、「引き離し20号」がお手元に届いてからでも、ぎりぎり間に合いますね？この記事をお読みの皆さま！今すぐパブリックコメントへの書き込みをお願い致します！URLを載せますね。その頃には、親子ネットHPにも、ポイントを紹介するコーナーを新設できるでしょうか...？インターネットをなさらない方にも、郵送先等をご案内しますね。

【法務省】法務省民事局参事官室

- ・ 郵送：〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1
- ・ 電子メール：minji27@moj.go.jp
- ・ FAX：03-3592-7039

【外務省】外務省総合外交政策局子の親権問題担当室 意見募集担当宛

- ・ 郵送：〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
- ・ 電子メール：hague.publiccomment@mofa.go.jp

藤田：パブリックコメントについては、気負わず、「ハーグ条約に加盟したら、国際間の連れ去りには対応するのに、国内間の連れ去りが容認されるのはおかしい」とか、「配偶者へのDVを返還拒否理由とする前に、DVが現にあったことの客観的証明を求めるべき」とか、必ずしも難しい法解釈などを書く必要はないので、自分なりの素直な意見でいいと思います。どしどしコメントしていただきたいです。これは非常に大事なことです。私たちがハーグ条約に係る国内法整備について口を出せる、そうそうないチャンスだと思います。

鈴木：返還拒否事由についても、多くの意見をあげたいですね。返還の適用除外として、DVなどが含まれていますが、これは大変問題だと思います。どうしても、DVなどを要件とするのであれば、連れ去り前に住んでいた国の法律に則り、その国の調査機関の報告を基に判断するべきだと思います。

また、サンフランシスコの日本領事館 HP には「人前で手を掴んだ、大声で口論したなどでも DV で捕まったケースもある、そういう国だから、旅行で訪れる方、長期滞在される方は十分気をつけましょう」という内容の注意喚起がされています。アメリカを例にとれば、そんな国ですから、そもそも深刻な DV が見逃されるとするのは考えにくいと思うんです。“命からがら”帰国したという人がそんなに何百人もいるものだろうか？というのも疑問です。

余談ですが、私の友人に、アメリカ人男性と結婚した日本人女性が何人かいますが、そのうちの一组の夫婦は喧嘩が激しくて、夫婦喧嘩の際、妻の方が何度も警察を呼んでいます。妻は「旦那は体が大きいから、なんかあったら怖いじゃん」と言いますが、警察は客観的に見て、物を投げたり、少しでも手を出したり暴れている方を取り押えるのだそうで、彼女の方が自ら呼んだ警察に「2度ほど“泊めて”もらったことがある」のだそうです。彼女は「アメリカってさ、刑務所内でもクレジットカード使えるんだよ」と変なところに感心して帰ってきましたが…。

あと、子どもが2歳の時、アメリカの公園で遊んでいて、蟻の巣の上に立ってしまい、見る見るうちに蟻が足から這い上がって、足が黒くなってきたので、私は慌てて走り寄って、足の蟻を払いましたが、完全に払いきれず、子どもをラグビーボールのように脇に抱えて水道へ走っていき、水道の流水で足の蟻を流したことがありました。ひとしきり落ち着いた頃、警察官を伴った見知らぬおじいさんが近付いて来て「大丈夫？」と子どもに話しかけました。虐待でないことを確かめに来たんです。その時は、他人の行動や様子をよく見るものだなーと思いましたが、そうやって社会の干渉に助けられる DV や虐待もあるのでしょね。アメリカのようなキリスト教に根ざした社会の方が、日本より、社会と個人の結びつきは強いのではないかと思いますね。

藤田：なるほど。そういう社会なら、DVの証明もしやすいだろうということですね？

鈴木：はい、そう思います。

藤田：余談前の話に戻るとね…、国際離婚、日本人同士の離婚に関わらず、子どもの連れ去りと虚偽のDVの申立てがセットになっている現状がありますね。8月には、子どもの連れ去りと相手方配偶者の虚偽のDVを教唆した弁護士が、刑事告訴・告発されました。告訴したのは、依頼人である女性であり、告発したのは、その女性の元夫だったので、その弁護士の手口は、全て明らかになりました。その弁護士は「弁護士が解くDV解決マニュアル」という本も書いています。弁護士には、社会正義の実現を目的に案件に取り組んで欲しいですね。

鈴木：そうですね。弁護士もそうですが、裁判官もね、せっかく立派な学校出て、司法

試験だって優秀な成績で合格して、高い志をもって職に就くわけですから、家裁で、来る日も来る日も家庭内の揉め事や親子の面会交流の問題ばかり裁くのも本望じゃないのでしょうけど、私たち当事者にしてみれば、その調停、審判、裁判に、その夫婦、親子の一生がかかっているわけですから、そのことは裁判官の方にも忘れないでいただきたいですね。

神部：ハーグ条約だって、ロシアも加盟したし、G8 ではあと日本だけじゃないですか？その日本が、加盟はするけど、返還拒否事由は自由に決めちゃうなんておかしいですよ。どこの国だって、それぞれの考え方や国の事情を抱えながらも、加盟する以上は協調してやってく、それが国際条約なので、日本だけ、「あれはいや、これは勘弁」は許されないと思いますね。

藤田：日本の裁判官は、およそ民法の規定なり、一般常識からかけ離れた世界に浸ってしまってますね。現実の世界とはかけ離れた所で「言葉遊び」をしているように感じられます。その結果、人生を狂わされ、さらには、尊い命まで失うケースも生じているのです。先般、江田前法務大臣が、民法 766 条改正について、国会で素晴らしい答弁をしてくださいましたが、あと、最高裁からは「国会の議事録を読むように」と異例の通達を出しましたが、裁判官は、自らの都合の良いように解釈するか無視して、現状のルールを変えることがないように見受けられます。こうした裁判官を変えるためにも、特別法は必要ですね。あと、ハーグ条約に戻りますが、中間取りまとめの補足説明という資料を読んでいて、非常に気になった点がひとつありまして…、

「我が国においては、面会交流の取決めの審判及び調停の手続が用意されており、ハーグ条約第21条に規定する接触の権利 (rights of access) について、特段、裁判手続に係る規律を設けないものとしても、国内手続を利用することが可能であるから、ハーグ条約の精神に反することにはならないと考えられる」と書いてあるんです。

鈴木：ええ～っ!? 「国内手続きを利用」というのは、国内で調停、審判、裁判をすれば「接触の権利」、つまり、きちっとした面会交流の機会を与えられるので問題ないと言っているのでしょうか？もし本当にそう考えているなら、実態を見ていないのか…、見て見ぬ振りをしているか…、ですよね？

藤田：そう、だから、先日発表した実態調査報告書を添えて、封書を出しますね。

神部：ああ、ぜひそうしましょう。みんなが子どもに会えるようになるなら、親子ネットの活動も要らないくらいですよね。

鈴木：どうやったって会えない親子がどれだけいるか、知って欲しいですよね。虚偽のDVや、利権の絡んだ構造も併せて、ちゃんと知ってもらわなくちゃ…

藤田：そう、同時進行でやらなくちゃいけないことはたくさんありますね。まずは、ハーグ条約加盟を実のあるものにすること、ですね。今一度、皆さん、パブリックコメントへの書き込みをよろしくお願いします。

神部：それから先日の署名請願の紹介議員になってくださった先生方などは、この問題へのご理解も深く、今後もいろいろご協力をお願いしながら進めていきたいですね。他の国

会議員への啓蒙活動もみなさんと頑張っていきます。

鈴木：頑張りましょう、できることから、コツコツと。今日は、ありがとうございました。